

◎佐賀県条例第40号

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第1条 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第7条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に<u>掲げる額</u>を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>413,300円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第7条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に<u>定める額</u>を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>413,800円</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>

別表第4のアを次のように改める。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200	

26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500

52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	

	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、医師及び歯科医師の職にある職員に適用する。

第2条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4 略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の47.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>12 附則第9項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.12</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の1.4</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の80</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額）の</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第17条の4 略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～11 略</p> <p>12 附則第9項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.26</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の1.54</u>）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額）の</p>

改正前	改正後
総額に相当する額を減じた額とする。	総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

**別表第1**（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,500	193,600	230,400	264,400	291,200	322,000	367,000	413,300	464,400
	2	143,700	195,400	231,900	266,500	293,400	324,200	369,700	415,700	467,500
	3	144,900	197,200	233,500	268,300	295,800	326,600	372,200	418,300	470,600
	4	146,000	199,100	235,100	270,400	298,000	328,800	374,900	420,700	473,600
	5	147,100	200,700	236,600	272,400	300,100	331,100	377,000	422,600	476,700
	6	148,300	202,500	238,400	274,300	302,400	333,200	379,500	425,000	479,700
	7	149,400	204,400	239,900	276,300	304,800	335,400	381,900	427,100	482,800
	8	150,500	206,200	241,500	278,500	307,100	337,700	384,400	429,300	485,900
	9	151,600	207,900	243,000	280,600	309,200	339,800	386,800	431,400	488,700
	10	153,000	209,800	244,600	282,700	311,600	342,000	389,600	433,500	491,800
	11	154,400	211,600	246,200	284,800	313,800	344,200	392,200	435,600	494,900
	12	155,700	213,400	247,700	286,900	316,200	346,400	395,000	437,800	498,000
	13	157,000	214,800	249,300	289,000	318,400	348,400	397,400	439,500	500,800
	14	158,500	216,700	250,800	291,100	320,500	350,500	399,800	441,300	503,100
	15	160,100	218,400	252,200	293,100	322,800	352,600	402,000	443,400	505,500
16	161,700	220,200	253,600	295,300	324,900	354,600	404,400	445,400	507,800	

17	163,000	222,000	255,200	297,300	327,000	356,600	406,300	447,300	509,900
18	164,500	223,700	257,000	299,400	329,100	358,600	408,300	449,200	511,400
19	166,100	225,300	258,700	301,500	331,200	360,400	410,200	451,000	512,900
20	167,600	227,000	260,600	303,500	333,300	362,300	412,100	452,700	514,300
21	169,000	228,500	262,300	305,700	335,300	364,400	414,000	454,500	515,500
22	171,800	230,200	264,100	307,800	337,400	366,300	415,800	456,100	516,900
23	174,400	231,700	266,000	309,800	339,500	368,300	417,600	457,500	518,500
24	177,100	233,400	267,700	312,000	341,600	370,300	419,600	459,000	520,000
25	179,800	234,800	269,700	313,800	343,200	372,300	421,400	460,400	521,100
26	181,500	236,300	271,700	316,000	345,200	374,200	422,900	461,800	522,200
27	183,300	237,900	273,500	318,100	347,100	376,300	424,500	463,100	523,500
28	185,000	239,200	275,400	320,100	349,000	378,300	426,100	464,300	524,700
29	186,500	240,500	277,200	322,200	350,800	379,800	427,700	465,300	525,700
30	188,400	241,700	279,100	324,200	352,700	381,700	429,000	466,000	526,600
31	190,200	242,800	281,000	326,300	354,600	383,500	430,300	466,800	527,500
32	191,900	244,100	282,900	328,500	356,500	385,000	431,600	467,500	528,400
33	193,600	245,400	284,600	330,000	358,400	386,800	432,800	468,300	529,200
34	195,100	246,700	286,500	332,000	360,200	388,300	434,100	469,100	530,200
35	196,600	247,900	288,400	334,000	362,100	389,800	435,400	469,800	530,900
36	198,100	249,300	290,300	336,100	363,800	391,400	436,700	470,400	531,400
37	199,500	250,300	292,000	338,000	365,200	392,800	437,900	470,900	532,100
38	200,800	251,700	293,800	340,000	366,600	394,100	438,700	471,500	532,700
39	202,100	253,200	295,600	342,000	368,000	395,300	439,500	472,100	533,500
40	203,400	254,800	297,400	344,000	369,400	396,400	440,300	472,700	534,100
41	204,800	256,200	299,200	345,900	370,700	397,500	440,900	473,200	534,600
42	206,100	257,600	300,900	347,800	371,600	398,700	441,600	473,700	

43	207,400	259,000	302,600	349,700	372,800	400,000	442,300	474,200
44	208,700	260,500	304,200	351,600	373,900	401,100	443,100	474,500
45	210,000	261,700	306,000	353,100	374,700	401,800	443,900	474,800
46	211,300	263,000	307,700	354,500	375,600	402,500	444,700	
47	212,600	264,400	309,300	356,100	376,500	403,200	445,100	
48	213,900	265,900	311,100	357,600	377,500	403,900	445,800	
49	215,000	267,200	312,300	359,200	378,400	404,500	446,300	
50	216,200	268,300	313,800	360,000	379,200	405,100	446,700	
51	217,200	269,600	315,300	361,300	380,000	405,700	447,100	
52	218,300	270,900	317,000	362,300	380,800	406,100	447,500	
53	219,400	272,100	318,600	363,200	381,500	406,500	447,900	
54	220,400	273,200	320,200	364,300	382,200	406,800	448,300	
55	221,400	274,500	321,900	365,200	382,900	407,100	448,700	
56	222,400	275,800	323,400	366,400	383,700	407,400	449,100	
57	223,100	277,000	324,900	367,300	384,200	407,700	449,400	
58	224,000	278,000	326,100	368,000	384,700	408,000	449,800	
59	224,900	279,100	327,400	368,700	385,300	408,300	450,100	
60	225,800	280,200	328,600	369,400	386,000	408,600	450,400	
61	226,600	281,400	329,300	369,800	386,400	408,900	450,700	
62	227,600	282,500	330,200	370,400	387,100	409,200		
63	228,500	283,400	331,000	371,100	387,700	409,500		
64	229,400	284,400	331,800	371,900	388,300	409,800		
65	230,100	285,200	332,800	372,200	388,800	410,100		
66	230,900	286,100	333,200	372,900	389,400	410,400		
67	231,800	286,800	333,900	373,600	390,000	410,700		
68	233,000	287,700	334,700	374,300	390,600	411,000		

69	233,800	288,800	335,500	374,600	391,000	411,200
70	234,500	289,600	336,200	375,200	391,500	411,500
71	235,200	290,400	336,900	375,900	392,000	411,900
72	236,000	291,200	337,600	376,500	392,600	412,200
73	236,800	292,000	338,100	376,800	392,900	412,400
74	237,500	292,500	338,800	377,500	393,300	412,700
75	238,300	292,900	339,300	378,200	393,700	413,000
76	239,000	293,400	339,900	378,800	394,200	413,200
77	239,700	293,600	340,200	379,200	394,500	413,400
78	240,500	294,000	340,700	379,700	394,800	
79	241,300	294,200	341,100	380,300	395,100	
80	242,100	294,600	341,600	380,800	395,400	
81	242,800	294,800	342,000	381,300	395,600	
82	243,600	295,000	342,500	381,900	395,900	
83	244,300	295,400	343,000	382,400	396,200	
84	245,000	295,700	343,500	382,700	396,400	
85	245,700	296,000	343,800	383,200	396,600	
86	246,400	296,300	344,300	383,700	396,900	
87	247,100	296,600	344,800	384,100	397,200	
88	247,800	297,000	345,200	384,400	397,400	
89	248,500	297,300	345,500	384,800	397,600	
90	249,100	297,700	345,900	385,300	397,900	
91	249,600	298,000	346,400	385,700	398,200	
92	250,100	298,400	346,800	386,100	398,400	
93	250,400	298,500	347,000	386,400	398,600	
94		298,700	347,400	386,900		

95	299,200	347,900	387,300					
96	299,600	348,300	387,700					
97	299,800	348,400	388,000					
98	300,100	348,900	388,600					
99	300,500	349,300	389,000					
100	300,900	349,700	389,400					
101	301,100	350,000	389,700					
102	301,400	350,400						
103	301,800	350,800						
104	302,100	351,200						
105	302,300	351,700						
106	302,600	352,100						
107	303,000	352,500						
108	303,300	352,900						
109	303,500	353,400						
110	303,900	353,800						
111	304,300	354,100						
112	304,600	354,400						
113	304,800	354,900						
114	305,100							
115	305,400							
116	305,800							
117	306,000							
118	306,200							
119	306,500							
120	306,800							

	121		307,200							
	122		307,400							
	123		307,700							
	124		308,000							
	125		308,300							
再任用職員		186,800	214,400	258,500	278,200	293,600	318,800	361,200	394,800	446,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,100	182,000	209,000	249,600	294,500	321,900	350,600	386,100	428,200
	2	167,800	183,800	211,100	251,400	296,700	324,100	352,800	388,400	430,000
	3	169,600	185,600	213,100	253,200	298,800	326,400	355,100	390,500	432,000
	4	171,400	187,500	215,100	255,100	301,200	328,700	357,400	392,600	433,900
	5	172,900	189,400	217,200	256,800	303,100	331,000	359,500	394,600	435,300
	6	174,800	191,700	219,200	258,600	305,400	333,300	361,600	396,600	437,100
	7	176,700	194,100	221,300	260,300	307,600	335,600	363,900	398,400	438,700
	8	178,600	196,400	223,200	262,000	309,800	337,900	366,100	400,300	440,200
	9	180,300	198,700	225,300	263,400	311,900	339,900	368,000	402,100	441,800
	10	182,100	201,300	227,200	265,000	314,100	342,200	370,300	404,100	443,600
11	183,800	203,800	229,000	266,400	316,500	344,500	372,400	406,200	445,200	

12	185,500	206,400	230,700	267,800	318,700	346,800	374,600	408,300	446,800
13	187,500	208,800	232,700	269,400	320,800	348,900	376,900	410,000	447,900
14	189,600	210,700	234,600	270,800	323,200	351,100	379,000	412,200	449,600
15	191,700	212,500	236,500	272,000	325,400	353,300	381,300	414,200	451,400
16	193,900	214,300	238,500	273,300	327,800	355,500	383,400	416,300	453,200
17	196,100	216,300	240,100	274,400	329,700	357,700	385,100	418,100	454,800
18	198,600	218,200	241,900	275,800	332,000	359,700	387,200	419,800	456,700
19	201,000	220,100	243,800	277,300	334,200	361,900	389,100	421,500	458,500
20	203,400	222,000	245,600	278,800	336,500	364,000	391,100	423,100	460,200
21	206,000	223,700	247,200	280,100	338,700	366,100	392,900	424,900	461,900
22	207,800	225,500	248,600	281,500	340,700	368,200	395,100	426,500	463,600
23	209,600	227,400	249,900	283,100	342,800	370,200	397,200	427,900	465,200
24	211,500	229,200	251,200	284,600	344,900	372,400	399,200	429,400	467,000
25	213,400	230,800	252,500	285,800	346,900	374,300	401,000	430,800	468,600
26	215,200	232,600	253,800	287,800	349,000	376,300	403,000	432,200	470,000
27	217,100	234,300	255,200	289,900	351,100	378,400	405,100	433,700	471,500
28	218,800	236,000	256,400	291,900	353,100	380,400	407,300	435,300	472,800
29	220,700	237,400	257,600	294,000	355,400	382,300	408,800	436,700	474,100
30	222,600	239,300	258,700	296,000	357,500	384,400	410,600	438,400	474,800
31	224,400	241,100	260,100	297,900	359,500	386,500	412,400	440,100	475,500
32	226,200	242,900	261,200	299,900	361,700	388,600	414,100	441,700	476,200
33	228,000	244,400	262,100	301,700	363,400	390,500	415,800	443,200	476,700
34	229,700	245,900	263,300	303,500	365,400	392,600	417,300	444,900	477,500
35	231,300	247,200	264,400	305,500	367,400	394,800	419,000	446,600	478,200
36	233,100	248,600	265,700	307,400	369,500	396,700	420,500	448,200	478,800
37	234,500	250,000	266,700	309,200	371,400	398,400	421,800	449,700	479,100

38	236,300	251,300	267,900	311,200	373,600	400,000	423,300	450,400	479,700
39	238,200	252,500	269,000	313,100	375,600	401,300	424,900	451,100	480,300
40	240,000	253,700	270,000	314,900	377,700	402,700	426,400	451,800	480,800
41	241,400	255,000	271,300	316,900	379,700	403,900	427,900	452,200	481,300
42	242,800	256,200	272,800	318,700	381,800	405,000	429,200	452,800	481,700
43	244,200	257,300	274,100	320,600	384,000	406,100	430,600	453,500	482,100
44	245,400	258,400	275,300	322,600	385,900	407,100	431,800	454,100	482,500
45	246,700	259,500	276,500	324,400	387,600	408,300	432,800	454,900	482,800
46	247,800	260,700	278,100	326,300	389,400	409,500	433,500	455,700	
47	248,900	261,800	279,700	328,300	391,000	410,600	434,300	456,200	
48	249,800	263,000	281,300	330,100	392,700	411,900	435,100	456,700	
49	250,700	264,000	283,200	331,700	394,200	413,200	435,600	457,200	
50	251,800	265,200	284,900	333,400	395,200	414,000	436,000	457,500	
51	253,000	266,400	286,600	335,000	396,200	414,800	436,400	457,800	
52	254,100	267,500	288,300	336,700	397,200	415,500	436,800	458,200	
53	255,200	268,700	289,800	338,500	398,500	416,000	437,100	458,600	
54	256,400	269,800	291,600	340,200	399,600	416,800	437,500	458,800	
55	257,400	271,300	293,300	342,000	400,800	417,500	437,800	459,100	
56	258,600	272,500	295,200	343,800	402,000	418,100	438,100	459,300	
57	259,700	273,600	296,800	345,100	403,300	418,800	438,400	459,700	
58	260,800	275,200	298,500	346,800	404,100	419,200	438,700	459,900	
59	261,600	276,800	300,400	348,400	404,900	419,800	439,000	460,100	
60	262,600	278,400	302,200	350,100	405,700	420,400	439,300	460,300	
61	263,700	280,000	303,700	351,700	406,200	420,800	439,600	460,700	
62	264,800	281,600	305,600	353,400	406,900	421,400	439,900		
63	266,000	283,300	307,400	355,200	407,600	421,900	440,200		

64	267,000	284,900	309,100	356,900	408,300	422,500	440,500
65	268,100	286,400	310,700	358,500	408,600	423,000	440,800
66	269,300	287,800	312,400	360,100	409,300	423,600	441,100
67	270,600	289,400	314,000	361,800	410,000	424,000	441,400
68	272,000	290,900	315,700	363,400	410,600	424,500	441,700
69	273,200	292,500	317,400	364,600	411,100	424,900	441,900
70	274,600	294,100	318,800	366,000	411,600	425,200	442,200
71	276,000	295,700	320,300	367,400	412,200	425,500	442,500
72	277,500	297,300	321,900	368,800	412,700	425,800	442,900
73	278,800	298,600	322,900	370,000	413,200	426,100	443,100
74	280,200	300,100	324,500	371,200	413,600	426,400	443,400
75	281,600	301,600	326,000	372,600	414,100	426,700	443,700
76	283,000	303,100	327,800	373,900	414,600	427,000	444,000
77	284,200	304,200	329,600	375,200	415,100	427,200	444,200
78	285,400	305,800	331,300	376,400	415,600	427,500	
79	286,600	307,200	333,000	377,700	416,200	427,900	
80	287,700	308,700	334,600	378,900	416,800	428,200	
81	289,100	310,200	336,300	380,100	417,200	428,400	
82	290,300	311,700	338,000	381,300	417,800	428,700	
83	291,600	313,000	339,700	382,400	418,300	429,000	
84	292,900	314,400	341,400	383,700	418,500	429,200	
85	294,200	315,600	342,800	384,700	418,800	429,400	
86	295,400	317,200	344,400	385,300	419,300	429,700	
87	296,600	318,500	345,900	385,800	419,600	430,000	
88	297,800	320,000	347,400	386,400	419,900	430,200	
89	298,900	321,600	348,700	387,000	420,200	430,400	

90	300,200	323,100	350,000	387,600	420,600	430,700
91	301,300	324,500	351,300	388,200	421,000	431,000
92	302,500	326,000	352,600	388,900	421,400	431,200
93	303,300	327,400	354,000	389,200	421,700	431,400
94	304,600	328,700	355,600	389,700	422,200	
95	305,800	330,100	357,100	390,300	422,600	
96	307,100	331,400	358,600	390,800	423,000	
97	308,200	332,600	359,900	391,200	423,300	
98	309,400	334,000	361,200	391,600	423,700	
99	310,700	335,300	362,300	392,200	424,100	
100	311,900	336,600	363,500	392,700	424,500	
101	313,100	338,000	364,600	393,100	424,800	
102	314,100	339,000	365,700	393,600		
103	315,200	340,100	366,900	394,300		
104	316,300	341,300	368,100	394,800		
105	317,100	342,400	369,300	395,100		
106	317,700	343,500	369,800	395,500		
107	318,300	344,600	370,400	396,000		
108	319,000	345,700	371,000	396,300		
109	319,500	346,900	371,600	396,600		
110	320,000	347,900	372,200	397,100		
111	320,500	348,900	372,700	397,600		
112	321,100	349,900	373,200	398,100		
113	322,000	350,800	373,600	398,400		
114	322,700	351,700	374,000	398,900		
115	323,400	352,700	374,600	399,400		

116	324, 100	353, 700	375, 100	400, 000				
117	324, 700	354, 700	375, 500	400, 300				
118	325, 500	355, 300	376, 000	400, 800				
119	326, 200	355, 900	376, 600	401, 300				
120	327, 000	356, 500	377, 100	401, 800				
121	327, 700	356, 800	377, 200	402, 200				
122	328, 000	357, 200	377, 900	402, 700				
123	328, 500	357, 700	378, 400	403, 100				
124	329, 000	358, 100	378, 800	403, 600				
125	329, 300	358, 500	379, 300	404, 000				
126		358, 900	379, 800					
127		359, 400	380, 300					
128		359, 800	380, 800					
129		360, 200	381, 100					
130		360, 700	381, 600					
131		361, 100	382, 100					
132		361, 500	382, 600					
133		361, 700	382, 900					
134		362, 200	383, 500					
135		362, 600	383, 900					
136		362, 900	384, 300					
137		363, 200	384, 500					
138		363, 600	385, 000					
139		364, 100	385, 500					
140		364, 600	386, 000					
141		364, 900	386, 300					

	142		365,400							
	143		365,900							
	144		366,500							
	145		366,800							
再任用職員		240,300	252,000	256,300	292,400	309,200	323,600	347,000	382,700	414,700

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	142,700	193,200	281,200	334,300	393,100
	2	143,800	195,800	283,700	336,500	396,100
	3	145,000	198,200	286,100	338,800	398,900
	4	146,100	200,700	288,700	340,900	401,800
	5	147,200	203,200	291,000	342,800	404,100
	6	148,600	205,600	293,200	345,000	406,900
	7	149,900	207,900	295,400	347,100	409,600
	8	151,200	210,200	297,400	349,200	412,400
	9	152,300	212,300	299,700	351,200	415,000
	10	154,100	214,600	302,400	353,200	417,600
11	155,700	217,100	305,100	355,400	420,400	

12	157,300	219,400	307,900	357,400	423,200
13	158,800	221,700	310,400	359,500	425,900
14	160,800	224,100	313,000	361,500	428,600
15	162,700	226,600	315,600	363,400	431,500
16	164,700	229,000	318,500	365,300	434,200
17	166,600	231,200	321,100	367,300	436,800
18	168,800	234,100	323,400	369,200	439,400
19	171,100	237,000	325,600	371,100	441,900
20	173,200	240,000	327,900	373,200	444,600
21	175,400	242,500	330,200	374,800	447,100
22	177,900	245,300	332,200	376,800	449,800
23	180,200	247,800	334,300	378,800	452,400
24	182,600	250,600	336,400	380,700	454,900
25	184,700	253,300	338,600	382,300	457,200
26	186,900	255,800	340,500	384,100	459,500
27	189,100	258,100	342,300	385,900	462,100
28	191,200	260,500	344,300	387,800	464,600
29	193,300	263,200	346,300	389,700	467,100
30	195,100	265,400	348,000	391,600	469,700
31	196,900	267,400	349,700	393,500	472,200
32	198,700	269,500	351,400	395,500	474,800
33	200,500	271,500	352,800	397,100	477,100
34	202,400	273,500	354,200	398,900	479,500
35	204,400	275,600	355,800	400,600	482,000
36	206,300	277,700	357,300	402,400	484,500
37	208,000	279,600	358,600	403,600	487,000

38	210,000	281,100	360,000	405,100	489,500
39	211,900	282,600	361,500	406,600	491,900
40	213,800	284,100	362,900	408,000	494,500
41	215,800	285,500	363,800	409,400	496,800
42	217,700	286,600	364,900	410,700	499,100
43	219,600	287,600	366,100	412,300	501,300
44	221,600	288,700	367,300	413,900	503,500
45	223,300	289,500	368,500	415,300	505,300
46	225,200	290,700	369,700	416,600	506,800
47	227,100	292,000	371,000	418,200	508,400
48	228,900	293,200	372,200	419,800	509,900
49	230,600	294,700	373,300	421,100	511,700
50	232,400	296,000	374,600	422,600	513,100
51	234,100	297,100	375,900	424,100	514,500
52	235,800	298,300	377,200	425,500	516,000
53	237,300	299,600	378,000	426,900	517,100
54	239,200	300,800	379,000	428,400	518,400
55	240,900	302,100	379,900	429,800	519,600
56	242,500	303,300	380,900	431,200	520,800
57	244,100	304,400	381,700	432,300	521,700
58	245,300	305,700	382,500	433,700	522,700
59	246,400	306,900	383,300	435,100	523,800
60	247,500	308,100	384,000	436,400	524,800
61	248,700	309,100	384,500	437,200	525,900
62	249,900	310,200	385,200	438,100	526,800
63	250,900	311,400	386,100	439,200	527,500

64	252,000	312,500	387,000	440,100	528,200
65	253,200	313,500	387,600	441,000	529,000
66	254,400	314,600	388,400	441,800	529,900
67	255,500	315,700	389,300	442,400	530,700
68	256,500	316,800	390,100	443,200	531,500
69	257,500	317,900	390,700	443,600	532,200
70	258,900	318,900	391,400	444,200	533,000
71	260,500	320,000	392,100	444,800	533,800
72	261,900	321,100	392,800	445,300	534,600
73	263,300	322,000	393,500	445,800	535,300
74	264,700	323,000	394,200		
75	266,200	324,100	394,800		
76	267,500	325,200	395,500		
77	268,600	326,300	396,200		
78	269,800	327,400	396,800		
79	271,200	328,300	397,400		
80	272,400	329,200	398,000		
81	273,800	330,300	398,600		
82	275,100	331,100	399,200		
83	276,400	331,800	399,900		
84	277,700	332,600	400,500		
85	278,900	333,200	401,000		
86	280,000	333,700	401,500		
87	281,300	334,200	402,000		
88	282,600	334,700	402,700		
89	283,600	335,000	403,100		

90	284,800	335,500
91	286,000	336,000
92	287,200	336,500
93	288,300	336,800
94	289,300	337,200
95	290,300	337,700
96	291,300	338,200
97	291,900	338,800
98	292,800	339,300
99	293,600	339,800
100	294,500	340,300
101	295,400	340,800
102	296,100	341,300
103	296,800	341,800
104	297,500	342,300
105	298,200	342,800
106	298,700	343,200
107	299,300	343,700
108	299,800	344,200
109	300,000	344,700
110	300,400	345,100
111	300,700	345,600
112	301,000	346,000
113	301,300	346,500
114	301,600	346,900
115	301,900	347,400

	116	302,200	347,800			
	117	302,500	348,300			
	118	302,900	348,700			
	119	303,200	349,100			
	120	303,600	349,600			
	121	303,900	350,000			
再任用職員		216,700	262,000	287,200	330,400	389,200

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務する研究員の職にある職員に適用する。  
別表第4のイ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	186,100	222,100	248,600	281,900	330,600	375,800
	2	149,000	187,800	223,700	250,100	284,000	332,600	378,500
	3	150,400	189,400	225,300	251,300	286,200	334,900	381,200
	4	151,800	191,000	227,000	252,700	288,500	337,100	383,900
	5	153,000	192,500	228,400	253,900	290,700	339,200	386,200
	6	154,900	194,200	230,000	255,200	292,800	341,400	389,000
	7	156,600	195,800	231,400	256,400	295,000	343,500	391,600
	8	158,300	197,300	233,100	257,700	297,200	345,800	394,400
9	160,100	199,000	234,400	259,000	299,300	347,800	396,500	

10	161,800	200,700	235,900	260,100	301,500	350,000	398,800
11	163,500	202,300	237,300	261,200	303,600	352,200	401,100
12	165,400	204,000	238,700	262,200	305,900	354,300	403,300
13	166,900	205,700	240,400	263,500	308,100	356,100	405,400
14	168,800	207,300	241,800	265,100	310,100	358,100	407,500
15	170,900	208,900	243,000	266,800	312,300	360,000	409,500
16	172,800	210,600	244,500	268,300	314,300	362,100	411,600
17	174,700	212,100	245,700	269,900	316,600	364,000	413,500
18	176,700	213,700	246,900	271,800	318,600	366,000	415,500
19	178,500	215,500	248,100	273,600	320,700	368,100	417,400
20	180,400	217,200	249,500	275,500	322,900	370,100	419,600
21	182,400	218,500	250,900	277,400	324,800	372,000	421,400
22	183,900	220,000	251,900	279,200	326,800	374,000	423,000
23	185,400	221,500	253,000	281,000	328,800	376,100	424,700
24	186,900	223,000	254,100	282,900	330,800	378,300	426,200
25	188,600	224,400	255,400	284,700	332,900	379,700	427,700
26	190,100	225,800	256,900	286,600	334,800	381,500	429,000
27	191,600	227,200	258,300	288,600	336,800	383,400	430,300
28	193,100	228,500	259,800	290,400	338,900	385,000	431,700
29	194,600	229,900	261,400	292,400	340,500	386,800	433,000
30	195,900	231,200	263,100	294,400	342,300	388,300	434,200
31	197,200	232,800	264,800	296,200	344,100	390,000	435,400
32	198,600	234,200	266,600	298,100	345,900	391,700	436,500
33	200,000	235,600	268,100	300,000	347,600	393,000	437,800
34	201,400	236,900	269,900	301,700	349,400	394,400	439,000
35	202,800	238,100	271,700	303,500	351,400	395,700	440,200

36	204,300	239,400	273,500	305,400	353,200	396,900	441,400
37	205,400	240,800	275,000	306,900	355,000	398,000	442,700
38	206,700	242,100	276,800	308,600	356,800	399,200	443,600
39	208,000	243,400	278,500	310,400	358,400	400,400	444,000
40	209,300	244,700	280,200	312,000	360,100	401,500	444,700
41	210,600	246,000	281,900	313,800	361,400	402,300	445,200
42	211,800	247,300	283,600	315,500	362,500	403,100	445,600
43	213,000	248,500	285,300	317,200	363,700	403,900	446,000
44	214,200	249,700	287,000	318,900	364,900	404,700	446,400
45	215,500	250,900	288,700	320,100	366,100	405,100	446,800
46	216,600	252,300	290,400	321,600	367,000	405,800	447,200
47	217,600	253,800	292,100	323,100	368,200	406,300	447,600
48	218,700	255,400	293,800	324,700	369,300	406,700	447,900
49	219,700	257,000	295,200	326,100	370,300	407,100	448,200
50	220,700	258,400	296,800	327,500	371,300	407,400	448,600
51	221,700	259,800	298,300	328,700	372,400	407,700	448,900
52	222,700	261,300	300,000	330,000	373,400	408,000	449,300
53	223,400	262,400	301,400	331,100	374,200	408,300	449,600
54	224,300	263,800	302,900	332,100	375,000	408,600	
55	225,100	265,200	304,300	333,300	375,900	408,900	
56	226,100	266,700	305,900	334,300	376,800	409,200	
57	226,900	267,700	307,200	334,800	377,300	409,500	
58	227,800	269,000	308,400	335,700	378,200	409,800	
59	228,600	270,300	309,600	336,500	379,000	410,100	
60	229,400	271,700	311,100	337,400	379,800	410,500	
61	230,300	272,700	312,400	338,200	380,200	410,700	

62	231, 100	273, 900	313, 600	338, 600	380, 900	411, 100
63	232, 100	275, 200	314, 900	339, 200	381, 600	411, 400
64	233, 200	276, 500	316, 200	339, 900	382, 300	411, 700
65	233, 900	277, 600	317, 600	340, 500	382, 700	411, 900
66	234, 700	278, 700	318, 400	341, 200	383, 400	
67	235, 500	279, 800	319, 200	341, 900	384, 100	
68	236, 400	280, 900	320, 000	342, 600	384, 600	
69	237, 100	282, 000	320, 600	343, 300	385, 000	
70	237, 900	283, 100	321, 300	343, 800	385, 500	
71	238, 600	284, 200	322, 100	344, 500	386, 000	
72	239, 300	285, 300	322, 700	345, 100	386, 500	
73	240, 000	286, 200	323, 400	345, 400	387, 100	
74	240, 800	286, 900	323, 600	346, 000	387, 600	
75	241, 600	287, 400	324, 200	346, 500	388, 200	
76	242, 400	288, 300	324, 800	347, 100	388, 900	
77	243, 000	289, 100	325, 400	347, 600	389, 400	
78	243, 700	289, 700	325, 900	348, 100	389, 900	
79	244, 300	290, 300	326, 400	348, 600	390, 400	
80	244, 900	290, 900	326, 900	349, 000	390, 900	
81	245, 300	291, 600	327, 600	349, 300	391, 200	
82	245, 700	292, 100	328, 100	349, 700	391, 700	
83	246, 100	292, 500	328, 500	350, 100	392, 100	
84	246, 500	292, 900	329, 000	350, 400	392, 500	
85	246, 900	293, 100	329, 500	350, 900	392, 900	
86		293, 300	329, 900	351, 200		
87		293, 600	330, 100	351, 500		

88	293,800	330,500	351,800
89	294,200	330,900	352,200
90	294,400	331,300	352,500
91	294,600	331,700	352,900
92	294,800	332,100	353,200
93	295,200	332,400	353,600
94	295,400	332,600	353,900
95	295,600	333,100	354,200
96	295,900	333,400	354,500
97	296,300	333,600	354,800
98	296,600	333,900	355,300
99	296,800	334,200	355,700
100	297,100	334,500	356,100
101	297,400	334,700	356,600
102	297,600	335,000	357,000
103	297,800	335,400	357,400
104	298,100	335,600	357,800
105	298,400	335,700	358,300
106		336,000	
107		336,400	
108		336,600	
109		336,800	
110		337,200	
111		337,600	
112		338,000	
113		338,200	

再任用職員		187,800	214,500	246,600	260,200	285,900	327,300	369,600
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	161,200	189,200	238,400	261,800	288,000	333,400
	2	162,600	191,300	240,200	262,800	289,800	335,500
	3	164,100	193,500	242,000	263,700	291,700	337,700
	4	165,600	195,500	243,900	264,800	293,800	339,900
	5	167,100	197,600	245,300	265,800	295,600	342,100
	6	168,600	200,000	246,600	266,800	297,400	344,300
	7	170,100	202,300	247,800	267,600	299,400	346,500
	8	171,700	204,700	249,200	268,700	301,300	348,600
	9	173,000	207,100	250,300	269,800	303,200	350,400
	10	174,700	208,500	251,400	270,600	305,200	352,400
	11	176,400	210,000	252,300	271,900	307,000	354,300
	12	178,000	211,400	253,300	273,100	308,900	356,400
	13	179,500	212,800	254,700	274,400	310,700	358,400
	14	181,500	214,300	255,800	275,800	312,400	360,500
	15	183,600	215,900	256,600	277,100	314,200	362,700
	16	185,600	217,100	257,600	278,600	316,100	364,700
17	187,900	218,500	258,500	280,000	318,000	366,700	

18	190,000	220,000	259,400	281,400	319,600	368,800
19	192,100	221,600	260,500	282,800	321,300	370,900
20	194,300	223,100	261,500	284,300	323,100	373,000
21	196,400	224,500	262,400	285,900	324,600	374,700
22	198,700	226,200	263,400	287,500	326,100	376,900
23	200,900	228,000	264,400	289,100	327,800	379,000
24	203,100	229,700	265,400	290,600	329,300	381,100
25	205,200	231,000	266,700	291,900	331,000	383,100
26	206,500	232,800	268,100	293,800	332,400	384,600
27	207,800	234,500	269,300	295,600	334,000	386,500
28	209,100	236,200	270,700	297,300	335,600	388,500
29	210,400	237,900	272,100	298,900	337,000	390,300
30	211,600	239,300	273,600	300,700	338,600	392,000
31	212,900	240,600	275,200	302,300	340,000	394,000
32	214,100	241,800	276,800	304,000	341,500	395,800
33	215,500	243,100	278,400	305,600	343,100	397,500
34	216,800	244,300	279,900	307,100	344,700	399,200
35	218,100	245,200	281,200	308,700	346,300	401,100
36	219,400	246,300	282,700	310,400	347,800	402,800
37	220,800	247,400	284,300	311,900	349,600	404,400
38	222,300	248,500	285,700	313,300	351,200	406,200
39	223,700	249,500	287,200	314,900	352,700	408,000
40	225,100	250,600	288,700	316,600	354,300	409,800
41	226,100	251,400	290,300	318,200	355,600	411,300
42	227,600	252,300	291,900	319,600	357,100	412,900
43	229,000	253,200	293,400	321,000	358,600	414,400

44	230,400	254,200	295,100	322,600	360,000	415,700
45	231,500	255,200	296,500	323,700	361,700	416,800
46	233,000	256,200	297,900	325,100	362,700	417,900
47	234,300	257,200	299,500	326,500	364,200	419,100
48	235,600	258,200	301,000	328,100	365,500	420,300
49	236,700	259,200	302,300	329,200	367,000	421,600
50	237,900	260,500	303,600	330,600	368,400	422,700
51	238,900	261,700	305,100	331,900	369,700	423,900
52	240,000	263,000	306,500	333,300	371,100	425,100
53	241,100	264,200	308,000	334,700	372,700	426,300
54	242,200	265,800	309,300	336,100	373,900	427,300
55	243,300	267,200	310,800	337,500	375,000	428,400
56	244,300	268,700	312,200	338,900	376,200	429,500
57	245,300	270,300	313,300	339,800	377,300	430,700
58	246,300	272,000	314,500	341,100	378,300	431,200
59	247,100	273,500	315,700	342,300	379,300	431,800
60	248,100	275,100	317,200	343,600	380,300	432,200
61	249,200	276,500	318,300	344,800	380,900	432,800
62	250,200	278,100	319,600	345,700	381,700	433,300
63	251,100	279,600	320,900	346,900	382,500	433,700
64	252,100	281,000	322,200	348,200	383,400	434,200
65	253,000	282,700	323,500	349,300	384,100	434,800
66	254,000	284,200	324,800	350,600	384,700	435,200
67	255,200	285,700	326,100	351,800	385,500	435,500
68	256,200	287,200	327,500	352,900	386,200	435,800
69	257,100	288,500	328,200	353,900	386,800	436,200

70	258,200	290,000	329,300	354,900	387,400
71	259,400	291,500	330,400	356,100	388,100
72	260,700	292,900	331,300	357,200	388,800
73	262,100	294,200	332,600	358,000	389,500
74	263,400	295,600	333,400	359,100	390,000
75	264,700	297,000	334,500	360,200	390,600
76	266,100	298,300	335,700	361,400	391,100
77	267,100	299,900	336,800	362,100	391,500
78	268,200	301,200	338,000	362,900	392,100
79	269,500	302,400	339,200	363,700	392,600
80	270,800	303,700	340,400	364,400	392,900
81	272,000	304,500	341,500	365,000	393,200
82	273,000	305,800	342,600	365,500	393,700
83	274,100	306,900	343,600	366,100	394,200
84	275,200	308,100	344,800	366,700	394,500
85	276,100	309,200	345,700	367,300	394,800
86	277,100	310,500	346,700	367,800	395,300
87	278,200	311,700	347,600	368,400	395,800
88	279,300	312,800	348,600	368,900	396,200
89	280,300	314,100	349,700	369,300	396,500
90	281,200	315,300	350,500	369,700	396,900
91	282,200	316,600	351,300	370,300	397,400
92	283,300	317,800	352,100	370,800	397,800
93	284,300	318,600	352,700	371,100	398,200
94	285,300	319,300	353,300	371,600	
95	286,200	320,000	354,000	372,100	

96	287,200	320,600	354,600	372,400
97	288,200	321,300	355,000	373,000
98	289,000	321,700	355,500	373,500
99	289,600	322,300	356,000	374,000
100	290,500	323,000	356,400	374,500
101	291,300	323,400	356,900	375,100
102	292,100	324,000	357,300	375,600
103	292,900	324,600	357,800	376,100
104	293,800	325,200	358,200	376,500
105	294,500	325,600	358,500	377,100
106	295,000	326,100	359,000	377,700
107	295,500	326,600	359,400	378,200
108	296,000	327,200	359,700	378,700
109	296,200	327,600	360,200	379,300
110	296,500	328,000	360,800	379,700
111	296,700	328,300	361,300	380,200
112	297,100	328,600	361,800	380,700
113	297,400	329,000	362,300	381,300
114	297,600	329,400	362,800	
115	298,000	329,800	363,300	
116	298,300	330,100	363,700	
117	298,600	330,300	364,100	
118	298,900	330,600	364,500	
119	299,300	331,000	365,000	
120	299,700	331,200	365,500	
121	300,000	331,400	365,900	

122	300,400	331,700	366,500
123	300,700	332,000	367,000
124	301,100	332,300	367,500
125	301,300	332,500	367,800
126	301,500	332,900	
127	301,800	333,300	
128	302,200	333,500	
129	302,400	333,600	
130	302,700	333,900	
131	303,100	334,300	
132	303,500	334,500	
133	303,700	334,800	
134	304,000	335,200	
135	304,400	335,600	
136	304,800	336,000	
137	305,000	336,300	
138	305,300	336,700	
139	305,700	337,100	
140	306,000	337,500	
141	306,200	337,800	
142	306,600	338,200	
143	307,000	338,600	
144	307,300	339,000	
145	307,400	339,300	
146	307,700	339,700	
147	308,000	340,100	

	148	308,400	340,500				
	149	308,600	340,800				
	150	308,800	341,200				
	151	309,100	341,600				
	152	309,400	342,000				
	153	309,800	342,300				
	154	310,000					
	155	310,200					
	156	310,600					
	157	310,900					
	158	311,200					
	159	311,500					
	160	311,800					
	161	312,200					
	162	312,500					
	163	312,800					
	164	313,100					
	165	313,500					
	166	313,800					
	167	314,100					
	168	314,400					
	169	314,800					
再任用職員		234,100	258,700	266,000	276,300	292,900	330,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第3条** 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第7条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>10年以内</u>、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第8条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p><b>第7条の3</b> 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から<u>15年以内</u>、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第8条</b> 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行9級職員等」という。)に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p>

改正前	改正後
<p>(3)～(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。</p> <p>4 略</p> <p><b>第9条</b> 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</p>	<p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。</p> <p>4 略</p> <p><b>第9条</b> 新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</p>

改正前	改正後
<p>(4) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、<u>扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。</u>ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に<u>扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）</u>がある場合においてはその者が職員となった日、<u>行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）</u>で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、<u>行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）</u>で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>

改正前	改正後
<p>3 扶養手当は、<u>これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、<u>その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合</u></p> <p>(5) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合</u></p> <p>(6) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合</u></p> <p>(7) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(勤勉手当)</p>

改正前	改正後
<p><b>第17条の4 略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p><b>第17条の4 略</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第9項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

**第4条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（給与に関する特例）</p> <p><b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>（給与に関する特例）</p> <p><b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>

改正前		改正後	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1～6 略		1～6 略	
7	843,000	7	842,000
<p>2～5 略 （佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条</p>		<p>2～5 略 （佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、学校職員給与条</p>	

改正前	改正後
例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

**第5条** 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある</p>	<p>(佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条 略</b></p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第4条第1項、第18条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第4条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、学校職員給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある</p>

改正前	改正後
職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）と、学校職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	職員（任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）と、学校職員給与条例第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正）

**第6条** 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p style="text-align: center;">（給与に関する特例）</p> <p><b>第5条</b> 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>804,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 略 （佐賀県職員給与条例の適用除外）</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。</p>	号給	給料月額（円）	1～5 略		6	<u>804,000</u>	<p style="text-align: center;">（給与に関する特例）</p> <p><b>第5条</b> 第1号任期付研究員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～5 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>803,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～7 略 （佐賀県職員給与条例の適用除外）</p> <p><b>第6条</b> 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。</p>	号給	給料月額（円）	1～5 略		6	<u>803,000</u>
号給	給料月額（円）												
1～5 略													
6	<u>804,000</u>												
号給	給料月額（円）												
1～5 略													
6	<u>803,000</u>												

改正前	改正後
次条において同じ。)」と、県職員給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	次条において同じ。)」と、県職員給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(佐賀県職員給与条例の適用除外)</p> <p><b>第6条 略</b></p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する県職員給与条例第2条の2第1項、第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、県職員給与条例第2条の2第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、県職員給与条例第16条の3第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。次条において同じ。）」と、県職員給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第8条** 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p>	<p>附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p>

改正前	改正後
<p><b>第7条</b> 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p><b>第7条</b> 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号）第2条の規定の施行の日において同条例附則第3条に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.935を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を給料として支給する。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

（施行期日等）

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条並びに附則第3条の規定は平成28年12月1日から、第3条、第5条及び第7条並びに附則第4条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

**第2条** 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例の規定に基づいて支給された給与（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）

附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条改正後給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)の内払とみなす。

(平成28年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

**第3条** 平成28年12月に支給する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(以下「給与条例」という。)第16条の5第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは第17条第2項(同条第3項、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項及び第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年佐賀県条例第2号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは附則第9項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年佐賀県条例第3号)第4条第1項又は公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成13年佐賀県条例第46号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この条において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成28年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は次に掲げる職員から当該職員以外の職員(以下この号及び次号において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、地域手当及び特地勤務手当(給与条例第11条の3の規定による手当を含む。)の月額(給与条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.065を乗じて得た額に、同月から第2条の規定の施行の日(以下この号において「第2条施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から第2条施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

イ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が1号給から6号給までであるもの

ウ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が1号給から5号給までであるもの又は同条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員

(2) 平成28年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.065を乗じて得た額

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

**第4条** 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第3条改正後給与条例」という。）第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第3条改正後給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合（前号に該当する場合を除く。）

た場合（第1号に該当する場合を除く。）

た場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（行9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「な

」

た日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第

3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第3条改正後給与条例第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第3条改正後給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第3条改正後給与条例第8条第1項ただし書並びに第9条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第3条改正後給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあ

るのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行8級職員等」とあるのは「行8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級職員等以外の職員から行9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等」とあるのは「行8级以上職員等が行8级以上職員等」と、同項第6号中「行8級職員等及び行9級職員等」とあるのは「行8级以上職員等」と、「が行8級職員等」とあるのは「が行8级以上職員等」とする。

（人事委員会規則への委任）

**第5条** 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。